

令和5年1月から6月までにおける
税理士会支部への連絡事項（管理運営関係）

キャッシュレス納付の利用拡大について

納税者にとって利便性の高い納付手段の利用を推進

令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、積極的に利用勧奨

○ ダイレクト納付

- e-Taxにより申告書を提出した後、事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより国税を納付することが可能です。
- 複数の預貯金口座をご利用いただけるほか、予納も利用することが可能です。
- 個人の方については、金融機関届出印の押印なしに、オンラインでダイレクト納付利用届出書を提出することが可能です。
- 地方税についても、地方税共通納税システムによるダイレクト納付が可能ですので、特に、毎月納期が訪れる個人住民税（特別徴収分）など、国税と併せてご利用をお願いします。

○ 振替納税

- 納税者本人名義の預貯金口座から、口座引落としにより国税を納付することが可能です。
- 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方に便利な納付方法です。
- 金融機関届出印の押印なしに、オンラインで振替依頼書が提出可能です。

○ インターネットバンキング

- 事前に e-Tax の利用開始手続を行うことで、インターネットバンキングにより国税を電子納付することが可能です。
- インターネットバンキングによる電子納税のご利用に当たって、電子証明書は不要です。

○ クレジットカード納付

- 事前の手続なしで、パソコンやスマートフォンから国税の納付手続が可能です。
- 納付税額に応じた決済手数料がかかるものの、24時間利用できますので、時間を気にせず、納付手続が行えます。

○ スマホアプリ納付

- 令和4年12月1日から、国税庁長官が指定した納付受託者（GMO ペイメントゲートウェイ株式会社）が運営するスマートフォン決済専用の Web サイト（国税スマートフォン決済専用サイト）から、納税者が利用可能な Pay 払いを選択して納付する、「スマホアプリ納付」が利用可能となりました。
- 時間を気にせず、場所を選ばず、納付手続きが行えます。
- 決済手数料はかかりません。
- 事前の手續なしで、スマートフォンから国税の納付手続きが可能です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。
 - ※ 印紙を貼り付けて納付する場合など、利用できない税目があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の各窓口で納付する場合は、利用できません。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
 - ※ 利用する Pay 払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
 - ※ 「納付手續の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手續完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

【納付手續の流れ】

国税庁ホームページから「国税スマートフォン決済専用サイト」に直接アクセスして、
①利用する Pay 払いを選択、②納付情報（氏名、税額等）を入力、③選択した Pay 払いで支払、の3ステップで納付手續完了となります。

- ※ e-Tax のメッセージボックスに格納される受信通知（納付区分番号通知）からアクセスする方法もあります。その場合は、上記手順②の入力が不要となります。
- ※ 自宅等からのスマートフォン等による申告をされた場合は、受信通知（納付区分番号通知）からスマホアプリ納付を選択することで、国税スマートフォン決済専用サイトに遷移します。
また、自宅等からのパソコンによる申告をされた場合は、受信通知（納付区分番号通知）に付された QR コードをスマートフォン等のカメラで読み取ることで、国税スマートフォン決済専用サイトに遷移します。
- ※ 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Tax で徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能となります。

PDF ファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について

納税者にとって利便性の高い非対面サービスの利用を推進

令和5年度までに納税証明書のオンライン利用率2割とすることを目指し、積極的に利用勧奨

○ 特徴及び利便性

- パソコンから電子署名を付与した納税証明書交付請求書を提出し、手数料をインターネットバンキングやATMで納付することで、税務署へ出向くことなく電子納税証明書（PDFファイル）を受領できます。
- 受領した電子納税証明書（PDF ファイル）（※）は、自宅やコンビニで印刷可能な上、何枚でも印刷してお使いいただけますので、複数枚を提出する場合等、非常に便利です。
 - ※ 電子納税証明書（PDF ファイル）をダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果（電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知）が配信されてから 90 日間です。
- 手数料が書面による請求に比べ安価（通常 400 円⇒ 370 円）です。
- 令和4年9月20日から、電子納税証明書（PDF 形式）の交付について、従来の e-Tax ソフト（WEB 版）に加え、e-Tax ソフト（SP 版）から申請ができるようになりました。

【スマートフォン及びタブレット端末による電子納税証明書等の申請について】

- 令和4年9月20日から、電子納税証明書（PDF 形式）の交付請求から受取まで、新たにスマートフォン及びタブレット端末を使用して申請ができるようになりました。
- スマートフォン及びタブレット端末を使用した電子納税証明書（PDF 形式）の交付請求には、納税者本人（法人の場合は代表者本人）のマイナンバーカードが必要です。
なお、交付請求は、本人（法人の場合は代表者本人）のみ行うことができます。

《請求から受取まで簡単な3ステップで手続完了》

- ① e-Tax ホームページからログイン、「納税証明書の交付請求（電子交付用）」を選択
- ② 納税証明書の請求データを作成、マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与し、請求データを送信
- ③ メッセージボックスに手数料の案内が格納されるため、インターネットバンキングで手数料を納付後、納税証明書データをダウンロード

期限内納付について

振替納税手続により申告後の納付手続が不要！

「予納制度」の利用により、確定申告で一時に納付する負担を軽減！！

○ 期限内納付

期限内納付に向けて、納期限の周知及び期限内納付指導をお願いします。

【令和4年分確定申告の納期限】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・ 令和5年3月15日（水）
- ② 消費税及び地方消費税（個人事業者）・・・・・・・・・・ 令和5年3月31日（金）

○ 振替納税

振替日の周知及び期限内納付指導をお願いします。

【令和4年分確定申告の振替日】

- ① 所得税及び復興特別所得税・・・・・・・・・・ 令和5年4月24日（月）
- ② 消費税及び地方消費税（個人事業者）・・・・・・・・・・ 令和5年4月27日（木）

【利用可能税目】

- ・ 所得税及び復興特別所得税
期限内に申告された確定申告（3期）分、延納分及び予定納税（1期、2期）分
- ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者）
期限内に申告された確定申告分及び中間申告分

○ 予納制度

おおむね6月以内（期限内申告に係る国税については、おおむね12月以内）において、納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税について、あらかじめ納付することができる制度です。

【適用要件】

納付の日までに対象税目の納税地の所轄税務署長に「国税の予納申出書」を提出

* ダイレクト納付による予納であれば、提出不要

- ① 調査等により近日中に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書提出前であっても、その納付すべき税額の見込金額をあらかじめ納付することにより、その納付した金額について、延滞税の計算期間が予納の日までとなる。 ➡ **延滞税の負担軽減！**
- ② 確定申告により納付することが見込まれる金額について、申告書の提出前に、あらかじめ納付可能 ➡ **一時に納税する負担軽減！**

還付金の受取について

国税還付金の受取は、口座振込を御利用ください！！

○ 還付される税金の振込先の記載

- 還付金の振込先は、申告書（本人）名義の口座に限ります。
- 申告書には申告者のフリガナ及び振込先を確実に記載してください。
申告書記載の氏名と口座名義が異なる場合は、振込不能となり、還付金の受取が遅くなることがあります（口座名義に店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる、又は婚姻等により姓が変わった場合はご注意ください。）。
- 納税管理人が指定されている場合、その旨の記載と納税管理人の口座を記載してください。

＜銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合＞

（所得税確定申告書の場合）

銀行名、支店名は統廃合等による名称変更注意到意して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行	金庫・組合	農協・漁協	△△△△△	本店・支店	出張所	本所・支所	
	郵便局名便等	※記載不要		預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄
	口座番号 記号番号	1	2	3	4	5	6	7

該当欄に○印を記入してください。
(総合口座は「普通」)

（注）インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

＜ゆうちょ銀行（郵便局）の貯金口座への振込みの場合＞

（所得税確定申告書の場合）

貯金口座の「記号」「番号」を通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行	金庫・組合	農協・漁協	※記載不要	本店・支店	出張所	本所・支所						
	郵便局名便等	※記載不要		預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄					
	口座番号 記号番号	1	2	3	4	0	1	2	3	4	5	6	7

記号（5桁）

番号（2～8桁）

○ 還付処理の目安

- 国税還付金の受取につきましては、申告書を提出されてから、1か月から1か月半程度かかる場合があります。
- 自宅等から e-Tax を利用して提出された還付申告（来署による e-Tax 還付申告を除く。）は、3週間程度での還付を目指し、書面申告と比べて早期処理を行っています。

所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙の送付等について

○ 送付対象者等

継続申告見込者に対して、前年の申告方法に応じて次のとおり、所得税及び復興特別所得税確定申告書等用紙を送付します。

なお、継続申告見込者とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得のある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。

令和3年分申告方法		令和4年分送付状況等	プレプリント申告書等送付	お知らせはがき お知らせ通知書の送付	「申告のお知らせ」の メッセージボックスへの格納
e-Tax (マイナンバーカード方式・本人署名)			×	×	○
e-Tax (ID・PW方式) (作コナPC、スマホ利用含む。)			×	○	○
税理士による代理送信			×	×	○
協議派遣方式による代理送信			×	○	○
地区相談会場等の代理送信			×	○	○
書面	税理士関与		×	×	×
	納税協会等の相談機関利用者 (注)		×	○	×
	庁HP作成コーナー (スマホ利用含む。)		×	○	×
	その他 (自主作成等)		○	×	×

(注) 納税協会等の相談機関は次のとおりである。

①納税協会、②商工会・商工会議所、③地区相談会場、④地方公共団体、⑤農協・漁協

○ 送付等時期

送付用紙の種類	郵便局持込日
① メッセージボックスへの連絡	1月下旬～2月上旬 (前年1月31日 (月)～2月2日 (水))
② 確定申告のお知らせはがき (来署以外用)	令和5年1月13日 (金)
③ 確定申告のお知らせはがき (来署用)	令和5年1月26日 (木)
④ 確定申告のお知らせ通知書	令和5年1月24日 (火)
⑤ 確定申告書プレプリント用紙	令和5年1月18日 (水)

【参考】 予定納税額等の確認方法

① 「通知書」等からの確認

納税者には、「予定納税額通知書」や「消費税等中間申告書」を送付させていただいておりますので、その通知書等から予定納税額等を確認してください。

② 「申告のお知らせ」からの確認

税理士の方の電子証明書を添付した「電子申告・納税等開始届出書」を代理送信により提出していた場合、納税者のメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納されます。

なお、メッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」には、申告書作成時に必要な予定納税額等が表示されておりますので、確認してください。

【留意事項】 「申告のお知らせ」の転送設定

平成31年1月以降、e-Taxのメッセージボックスのセキュリティを強化し、納税者がメッセージボックスに格納された個人情報を読覧するためには、本人の電子証明書が必要となります。

このため、電子証明書を保有しない納税者は、「申告のお知らせ」が閲覧できなくなりますが、委任関係のある税理士のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を転送することで、税理士の方が確認できます。

納付書の送付について

納付書については、原則として、継続申告見込者のうち、①振替納税又はダイレクト納付を利用されている方、②前年に還付申告をされた方、③前年分の申告納税額が0円かつ、前々年の申告納税額が0円又は還付申告の方を除き、送付します。

また、申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんのでご注意ください。

【納付書の送付方法】

送付区分	納付書送付方法
① メッセージボックスへの連絡	納付書のみ単独で送付 1月24日(火) (郵便局持込み)
② 確定申告のお知らせはがき	送付なし
③ 確定申告のお知らせ通知書	お知らせ通知書に同封して送付
④ 確定申告書のプレプリント用紙	確定申告書用紙に同封して送付

振替納税のお知らせはがきの送付等について

○ e-Tax により申告された方

関与先又は税理士の方から e-Tax により申告された場合には、「振替納税のお知らせ」を4月中にメッセージボックスへ格納します(例年格納日 4月10日前後)。

○ e-Tax 以外の方法で申告された方

e-Tax 以外の方法で申告された方で、次のイ、ロに該当する場合には、4月中に「振替納税のお知らせ」はがきを送付します(例年郵便局持込日 4月中旬)。

イ 振替納税を利用される税目が申告所得税及び復興特別所得税

- ① 新規の振替利用の方
- ② 直前の振替納付日に引き落としができなかった方

(注) 申告所得税及び復興特別所得税と併せて消費税及び地方消費税についても振替納税を利用される方に対しては、上記の対象者にかかわらず、送付します。

ロ 振替納税を利用される税目が消費税及び地方消費税
利用される方全員

なお、上記に該当しない方には、「振替納税のお知らせ」が送付されませんので、振替期日の周知等の期限内納付指導をお願いします。

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出について

○ 提出期限

- 令和4年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出期限・・・令和5年1月31日（火）
- 提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入して提出願います。

○ 「法定調書提出期限のお知らせ」

令和元年分から、前年に給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（以下「合計表」という。）を提出された徴収義務者の方に対して下表のとおり、法定調書の提出期限に関するお知らせを送信しています。

なお、お知らせを受けて「提出義務に関する回答画面」において、提出義務がない旨を回答することが可能となっておりますので、周知をお願いします。

おって、当該お知らせは、メッセージボックスのセキュリティ強化の対象外となりますので、内容を閲覧する際に、マイナンバーカード等の電子証明書での認証は不要です。

【送信時期】

令和4年11月下旬～12月上旬

【お知らせ格納先】

e-Tax 利用者 識別 番号	提出義務者 の人格区分	前年合計表 提出方法	格納先
有	個人	e-Tax	メッセージボックス マイナポータル
		書面	メッセージボックス マイナポータル
	法人	e-Tax	メッセージボックス
		書面	メッセージボックス
無	個人	書面	マイナポータル
	法人	書面	格納しない

(注) 1 メッセージボックスへの格納については、前年の合計表を e-Tax で提出されたか否かは問わず、利用者識別番号を保有された方が対象となります。

2 マイナポータルへの格納については、前年の合計表に個人番号（本人確認済）を記載された方が対象となります。

e-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務基準について

○ 制度の概要

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上である法定調書については、e-Tax、光ディスク等又はクラウド等（以下「e-Tax等」といいます。）による提出が必要となります。

例えば、令和3年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和5年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますので御注意ください。

